

令和 6 (2024) 年度
中小企業向け脱炭素化促進事業補助金申請の
手引き

中小企業向け脱炭素化促進事業補助金の申請及び受給をされる皆様へ

中小企業向け脱炭素化促進事業補助金（以下「本補助金」という）は、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本市としましては、不正行為に対しては厳正に対処しております。

従いまして、本補助金の交付申請をされる方におかれましては、以下の点について十分認識された上で、申請手続きを行っていただくようお願いします。

1. 本補助金に係る全ての提出書類には、いかなる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 宇都宮市補助金等交付規則及び補助金交付要綱に違反した場合は補助金の返還が発生する場合があります。
3. 本補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用・売却・譲渡・交換・貸与・廃棄又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

また、中小企業向け脱炭素化促進事業補助金交付要綱、本手引きに記載された、補助金の申請から受給にかかる手続き及び必要書類等並びに事業終了後の責務等についても十分確認された上で、本補助金の申請手続きを行っていただくようお願いします。

【目 次】

内容

1	事業の概要	- 1 -
(1)	目的	- 1 -
(2)	補助の概要	- 1 -
(3)	補助事業の手続きの流れ.....	- 5 -
2	交付申請	- 6 -
(1)	申請期間	- 6 -
(2)	申請書の提出	- 6 -
(3)	提出方法	- 8 -
(4)	交付決定通知書の送付・補助金の支払（宇都宮市の手続き）	- 9 -
3	処分の制限について.....	- 9 -

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、本市の事業者における脱炭素化を促進するとともに、エネルギー消費量の「見える化」によるエネルギー消費量の削減に寄与することを目的に、中小企業等に対して、給電性能を備えたBEV、BEMS（ビル・エネルギー管理システム）の導入に係る費用の一部を補助します。

(2) 補助の概要

① 補助対象者

市内に事業所を有する中小企業者※₁、中小企業団体※₂、青色申告を行っている個人事業主、医療法人、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人※₃、一般財団法人※₃、公益社団法人※₃、公益財団法人※₃、協同組合等であって、次のいずれにも該当するものです。

- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団排除にかかる誓約ができること
- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までに補助対象機器の導入に係る契約を締結していること
- ・公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。
- ・事業完了日以前に本市が定める環境マネジメント・脱炭素経営に対する認証を取得していること※₄

業 種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員 (注)
①製造業、建設業、運輸業、その他(ゴム製品製造業除く。)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業(以下を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※ 1 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に準じ、P1 に規定する会社及び個人

⇒資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

（注意）労働基準法第 20 条の「予め解雇の予告を必要とする者」は、従業員として扱います。このため、正社員に準じた労働形態である場合は、従業員に含まれます。

※ 2 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

※ 3 中小企業基本法第 2 条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

※ 4 ISO14001 認証, エコアクション 21, ECOうつのみや21, 中小企業向け SBT 認定, エコキーパー事業所認定, その他市長が適当であると認める認証制度

（注意）BEMS を導入する貸しビル等の所有者が※ 4 に該当している場合や、BEMS の導入先の事業所で事業を営む法人等が※ 4 に該当し、所有者の同意を得ている場合も含む

② 補助額、補助率及び上限額

【給電性能を備えた BEV】

- ・補助額：20 万円/台（補助上限台数：1 社につき 5 台まで）
- ・補助上限額：100 万円

【BEMS】

- ・補助率：補助対象経費の 2 分の 1
- ・補助上限額：50 万円
- ※千円未満切り捨て

③ 主な補助要件

【給電性能を備えた BEV】

- ・国が実施する補助金交付事業の補助対象車種であり、給電性能を有すること。※¹
- ・四輪以上の自動車であり、その自動車検査証において燃料の種類に電気と記載されていること。
- ・申請車両は、初度登録された車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- ・当該自動車に対し発行されている自動車検査証の車両登録日が令和 6 年 4 月 1 日以降であること。また、車両登録年月日と初度登録年月の年月が一致していること。
- ・申請車両は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること。
- ・申請車両は、市が別に定める期間内に初度登録され、かつ過去に補助金申請したことのない車両であること。
- ・申請者は申請車両の購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者及び使用者は申請者であること。

- ・ 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。
- ・ 自動車を販売する業を営む法人のうち、自動車を販売する業を主として営む法人が、当該車両の自動車検査証上の使用者となる場合は、その者が当該車両と同一名称の車両を、当該車両の初度登録日前一年以内に販売していないこと、かつ、初度登録日後一年以内は販売しないこと（自家用自動車有償貸渡業の許可を取得して貸渡を行う車両において、当該車両を製造事業者から購入し自動車検査証上の所有者及び使用者となる場合を除く。）。

※¹外部給電機能（車載コンセント等により、電化製品等への電力の供給が可能なもの）が標準装備、又はメーカーオプション設定で装備した車両のみが補助対象

【BEMS】

- ・ 電気の使用量を計測し、監視予測等をするものであって、見える化が図られ、目標電力を超える場合に警報又は自動で電力使用の抑制ができるものであること。
- ・ 補助対象機器に対して発行されている保証書の保証開始日が令和6年4月1日以降であること。

【リース・PPA】

残価設定型クレジット、リースモデルにより購入し、契約期間が法定耐用年数よりも短い場合には、再契約により法定耐用年数期間満了まで継続的に使用すること又は契約終了後、申請者本人の所有物になることが確認できれば補助の対象とする。

補助対象機器		耐用年数 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号)による)
給電性能を備えた BEV	普通自動車	6年
	軽自動車	4年
BEMS		15年 (建物附属設備のうち、電気設備(照明設備を含む。)の「その他のもの」に該当)

④ その他

- ・ 交付申請については、同一事業者につき各補助対象設備それぞれ同一年度内に一回限りです。
- ・ 補助対象事業により整備した設備等は、原則として、法定耐用年数期間中は財産処分してはならないものとします。
- ・ 補助対象者は、市長が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- ・ 補助対象設備の導入後、法定耐用年数期間において、補助対象設備を処分（本補助金の目的に反しての使用・売却・譲渡・交換・廃棄・貸与、または担保に供することをいう）しようとする場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業の手続きの流れ

契約の締結

事業完了

(各設備の設置・導入)

事業完了日

給電性能を備えたB E V	自動車検査証に記載された登録年月日
B E M S	設置工事が完了し保証が開始された日 (保証開始日)

申請

(交付申請兼実績報告書提出)

【提出書類】

- ①実績報告書(様式第1号)
- ②事業実績書(様式第2号)
- ③誓約書(様式第3号・様式第3号別紙)
- ④補助対象事業の実施に係る同意書(様式第4号)※¹
- ⑤交付請求書(様式第6号)
- ⑥その他添付書類(p6~8参照)

【申請期限】

補助対象機器ごとの事業完了日から起算して

1年を経過した日(土日祝日、年末年始※²の場合は、その前の開庁日)までです。

※¹B E M Sを貸しビル等で導入する場合のみ

※²12月29日~1月3日

補助金額の決定
補助金の交付

補助金の受領

支払い時期は、実績報告書等を提出してから、概ね2か月後になります。

2 交付申請

(1) 申請期間

補助金の交付申請書の申請期間は次のとおりです。

申請期間 事業完了日から 1 年を経過した日まで

(2) 申請書の提出

①申請に必要な書類は、次のとおりとし、「正本 1 部」を提出してください。

なお、申請書の写し等の交付は行いませんので、申請書の控えはご自身で御用意ください。

1. 給電性能を有する B E V の提出書類等

番号	提出書類		申請者	
			法人	個人
1	実績報告書※1	様式第 1 号	○	○
2	事業実績書※1	様式第 2 号	○	○
3	誓約書※1	様式第 3 号	○	○
	役員氏名等一覧表※1	様式第 3 号別紙		
4	補助対象事業の実施に係る同意書※1 ※2	様式第 4 号	△	△
5	補助金請求書	様式第 6 号	○	○
6	本市が定める環境・脱炭素経営に対する認定証	添付資料 1	○	○
7	契約書等の写し※3	添付資料 2	○	○
8	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※4	添付資料 3	○	
9	青色申告者であることを証明する書類（写し） 直近 1 か年分	添付資料 4		○
10	中小企業であることが確認できる書類	添付資料 5	△※5	
11	請求書及び領収書の写し※6	添付資料 6	○	○
12	当該自動車の自動車検査証の写し	添付資料 7	○	○
13	給電性能（AC または DC 外部給電機能）を有していることがわかる書類 ※市 HP 掲載の補助対象 B E V 一覧に掲載がない車種を申請する場合のみ	添付資料 8	○	○
13	その他市が必要と認める書類			

2. B E M S の提出書類等

番号	提出書類		申請者	
			法人	個人
1	実績報告書※1	様式第1号	○	○
2	事業実績書※1	様式第2号	○	○
3	誓約書※1	様式第3号	○	○
	役員氏名等一覧表※1	様式第3号別紙		
4	補助対象事業の実施に係る同意書※1 ※2	様式第4号	△	△
5	補助金請求書	様式第6号	○	○
6	本市が定める環境・脱炭素経営に対する認定証	添付資料1	○	○
7	契約書等の写し※3	添付資料2	○	○
8	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※4	添付資料3	○	
9	青色申告者であることを証明する書類（写し） 直近1か年分	添付資料4		○
10	中小企業であることが確認できる書類	添付資料5	△※5	
11	請求書及び領収書の写し※6	添付資料6	○	○
12	設備の仕様内容がわかるもの(カタログ等)	添付資料7	○	○
13	システム系統図	添付資料8	○	○
14	機器配置図	添付資料9	○	○
15	保証書の写し	添付資料10	○	○
16	その他市が必要と認める書類			

※1 様式は宇都宮市ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kankyo/1034535/1035404.html>)

※2 補助対象者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合は、
同意者の署名もしくは記名押印が必要



※3 契約書及び見積書内訳について

設備・工事の内容がわかるものとする（「○○工事一式」等の記載は不可）。契約書に
設備・工事の内容の記載がない場合には、それらの記載されている見積書内訳等を提出
してください。

※4 発行日より6か月以内のもの

※ 5 添付資料 3 で確認できる場合は不要

※ 6 請求書の写し及び領収書の写し（収入印紙の消印がされたもの）を提出してください。なお、領収書が無い場合は、補助事業に要した費用と同額を振り込んだことが分かる書類等を提出してください

（３）提出方法

【窓口での提出】

申請者本人または使者（申請者からの依頼を受けて申請書を提出する人）が、宇都宮市環境創造課の窓口（市役所 1 2 階）に必要書類を提出してください。

- ▶ 受付開始：令和 6 年 5 月 1 3 日（月曜日）
- ▶ 受付場所：宇都宮市役所本庁舎 1 2 階 環境創造課窓口
- ▶ 受付時間：8：30～ 17：15 月曜日から金曜日
（祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

【郵送等による送付】

配達日が確認できる方法（簡易書留、配達記録が確認できる郵送サービス等）で送付してください。

- ▶ 到着日が申請期間（P 6）を過ぎている場合は、補助の対象外となります。
- ▶ 配達日が確認できない方法で郵送された場合は返送します。

なお、返送にかかる費用は別途ご負担ください。

※ **電子メールや F A X による提出はできません。**

※ **送付した書類に不備があった場合、受付できません。**

（不備書類を提出していただくことで、受付可能となります。）

【宇都宮市電子申請共通システムからの申請】

宇都宮市電子申請共通システムから申請が可能です。

なお、申請の際にメールアドレスを登録していただきますが、申請内容に不備等がある場合、原則登録されたメールアドレス宛に連絡いたしますので、連絡可能なアドレスを登録していただきますようお願いいたします。

※ **6 月中旬から受付開始予定**

(4) 交付決定通知書の送付・補助金の支払（宇都宮市の手続き）

・交付決定通知書の発送

交付申請兼実績報告書の審査により、補助要件を満たしていることを確認した後、「交付決定通知書」を申請者へ送付します。

・補助金の支払いに関する注意事項

交付決定通知書の発送後、「交付請求書」に記載の金融機関口座に補助金を振り込みます。

なお、振込通知書等は送付しませんので、通帳等でのご確認をお願いします。

※補助金お支払時期：提出した書類に不備等がない場合、提出から約 2 か月後です。

3 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、以下の期間に処分（※）する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸与、廃棄又は担保に供すること等を指します。

補助対象機器		耐用年数 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) による)
給電性能を備えた B E V	普通自動車	6 年
	軽自動車	4 年
B E M S		15 年 (建物附属設備のうち、電気設備(照明設備を含む。)の 「その他のもの」に該当)

上記期間中にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前に相談の上、「対象設備処分承認申請書（様式第 8 号）」を提出してください。

なお、処分が天災、事業者の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、返還金額の全部又は一部を免除することがあります。

申請に関するお問い合わせ先

**〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5
宇都宮市 環境部 環境創造課(市役所本庁舎 12 階)
TEL 028-632-2403**

- ※ 月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ※ 様式等は、環境創造課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。